

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和34年7月21日）及び資格取得日（昭和34年8月21日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年6月から32年1月1日まで  
② 昭和34年7月21日から同年8月21日まで  
③ 昭和35年1月1日から同年3月11日まで

私は、昭和30年4月に、当時のA株式会社B営業所の所長に誘われて入社し、同年6月から正社員として採用された。

また、冬期間は仕事が無くなるので、希望者は、C都道府県のD株式会社E支店へ出稼ぎに行った。

勤務していた期間の中で、申立期間①から③までについて厚生年金保険に加入した記録となっていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A株式会社において、昭和32年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年7月21日に被保険者資格を喪失した後、同年8月21日に同社において再度、被保険者資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が記憶する複数の同僚は、「申立人は申立期間②の前後を通じて、継続してA株式会社に勤務し、業務内容及び勤務形態にも変更は無かった。」と証言し、これらの複数の同僚は、申立期間②の前後の期間を含めて継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる

ことから、申立人が申立期間②において、継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の経理担当者は、「当時は、夏期間に会社をいったん退職し再入社する者はいなかった。継続して勤務し給与が支給されていたのであれば、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の申立人に係る標準報酬月額の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、「昭和30年6月から正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録は32年1月からとなっている。」と主張しているところ、申立人が自身よりも先に入社していたと記憶する二人の同僚のうちの一人は、「私は、31年5月に入社したが、そのとき申立人はまだ入社していなかった。」と証言し、別の一人は、「申立人が入社したのは32年以降だったと思う。」と証言しており、申立期間①の勤務事実が確認できない。

また、申立期間③について、申立人は、「会社がD株式会社E支店の業務を請け負い、希望する社員が出稼ぎに行っていた。」と主張しているところ、同僚の証言から、A株式会社では、申立期間③当時、業務が閑散期となる11月から翌年3月まで、D株式会社E支店の業務を請け負い、希望する複数の社員をC都道府県に派遣していたことが推認できるが、申立人が、申立期間③において、C都道府県で継続して勤務していたとの証言は得られないことから、申立期間③における勤務事実が確認できない。

さらに、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間③及びその前後の年に、1月から3月までの厚生年金保険の資格を喪失している者が延べ62人みられるところ、この中で連絡が取れた一人は、

「11 月ごろにC都道府県のD株式会社に出稼ぎに行き、3月までではなく、年末に帰ってくることもあった。その時には、1月から3月までは失業保険を受給していた。途中でC都道府県から帰ってくる者は、毎年何人かいた。」と証言している。

このほか、申立期間①及び③について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年7月1日）及び資格取得日（昭和27年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年6月1日まで

私は、昭和22年1月にA株式会社B支店C営業所に正社員として入社し、28年8月に退社するまで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているが、申立期間は未加入とされていることに納得がいかないのので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社B支店において、昭和22年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年7月1日に被保険者資格を喪失した後、27年6月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時は胸の疾患により休職していたが、給料は支給されていた。」と主張しているところ、複数の同僚は、「申立人は結核により1年ぐらい休職していた。」と証言している上、D病院が保管するカルテの既往症の記載から事実が確認できる。

また、A株式会社の就業規則では、結核に罹患した場合には1年6か月以内の療養の欠勤を認め、休職期間中の給与は全額支給する旨が規定されていることが確認できるところ、同社B支店の当時の総務担当者は、「休職期間中であっても給与が支給されていれば厚生年金保険料を控除していた。」と

証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所の昭和26年6月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年7月から27年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 秋田国民年金 事案 700

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年12月まで

結婚後の国民年金保険料は、同居していた両親が自分たちの分と一緒に、私と妻の保険料を集金人に納付していたはずである。

妻は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得がいかないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「妻の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和59年11月29日であり、資格取得は49年4月に遡及<sup>そきゅう</sup>して行われていることが確認でき、申立人と同日付けで手帳記号番号が払い出された者の中で申立人よりも前に記載されている者の資格取得日の日付から、申立人が実際に加入手続をした時期は60年7月以降であることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、集金人に国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、申立人が国民年金の加入手続をした60年7月の時点において、時効に至らない納付可能な過年度保険料であったものの、A市町村が保管する国民年金被保険者カードによると、申立人は、61年4月以降の国民年金保険料を現年度納付し、遡及して資格を取得した期間のうち60年1月から61年3月までの保険料を62年4月8日に過年度納付していることが確認できることから、当該過年度保険料を納付した時点では、58年4月から59年3月

までの国民年金保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を申立人の両親が納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年3月まで

私は、公共職業安定所の紹介で、昭和40年11月から41年3月まで株式会社AのB工場に出稼ぎに行き、工場内のグラウンドにあったプレハブ住宅に寝泊まりしながら勤務していた。

一緒に出稼ぎに行った同僚を記憶しており、勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社AのB工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「申立期間当時の出稼ぎ労働者に係る厚生年金保険の取扱いについては、資料が残っていないため不明である。」と回答しているところ、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚3人についても同社B工場における厚生年金保険の記録は無いことが確認できる上、このうちの一人は、「厚生年金保険には加入していなかった。当時、国民年金及び農業者年金に加入していた。」と証言し、この者と別の一人は、「国民健康保険に加入していた。」と証言している。

また、株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間を含む前後の期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚は、「現場には季節労働者が多く働いていたが、季節労働者は厚生年金保険には加入していなかったことを記憶している。」と証言している。

さらに、上記の被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間において、健康保険番号に欠番も無い上、厚生年金保険の加入期間等からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入記録も確認できない。

加えて、申立期間において、申立人及び上記の同僚3人は、いずれも国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

私は、高校卒業後の昭和 17 年 1 月に株式会社Aの事務員として採用され、同社の工場で工員の出勤調書の記録及びBの仕事をしていた。同社での厚生年金保険の記録が 19 年 10 月 1 日からとなっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 17 年 1 月から株式会社AのC工場で事務員として働いていたが、厚生年金保険の記録が 19 年 10 月 1 日からとなっている。」と主張している。

しかしながら、株式会社AのC工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や労働者年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間は労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、工場や炭鉱で働く男性の筋肉労働者のみを対象としていたところ、申立人は、「事務員として勤務していた。」と述べていることから、申立人が申立期間に勤務していた業務内容からは、同法に基づく適用対象ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、「㊟」と押印されているところ、この押印は、厚生年金保険法が昭和 19 年 6 月 1 日に施行され被保険者の適用範囲が拡大されたことにより、適用準備期間中に新たに被保険者となったことを表すものであるが、同法の規定により申立期間のうち 19 年 6 月 1 日以降は適用準備期間であり、同年 10 月 1 日からその保険料

の徴収が開始されていることから、労働者年金保険の被保険者期間として算入されない期間となり保険料控除は考え難い。

加えて、株式会社AのC工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様の記録になっている者に照会したところ、すべて事務職であったことが確認できた。

このほか、申立期間について、労働者年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。